

京都市告示第149号

京都市梅小路公園の指定管理者である公益財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年7月2日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成24年7月2日(月)から平成25年3月25日(月)まで	緑の館	レストラン部分	変更後	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
			現行	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
		和室及び茶室	変更なし	
		イベント室		
	その他の部分のうちレストラン以外の部分			

(南部みどり管理事務所)